

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年10月1日

佐賀地方法務局 登記官 大 中 直 子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3011-2025-0007号	三養基郡基山町大字小倉字下桜町953番
第3011-2025-0008号	三養基郡基山町大字小倉字下桜町954番
第3011-2025-0009号	三養基郡基山町大字小倉字下桜町955番